

質問回答書

令和 5年 7月 21日

件名 令和5～10年度 神栖市役所庁舎AED(自動体外式除細動器)賃貸借

番号	図面番号等	質問	回答
1	仕様書5-1⑧	<p>日本光電工業製AED-3150はAED本体にカラー液晶画面を搭載しておりAEDの音声ガイダンスと液晶画面のイラストと文字による操作説明が連動しております。</p> <p>AED本体の音声ガイダンスと液晶画面の操作説明が連動していなければ、AEDを使用する際に混乱する恐れがあるため、AED本体の音声ガイダンスと液晶画面によるイラストと文字による操作説明が連動していることが必須との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>使用者が誤操作しないように連動してください。</p>
2	仕様書5-1⑫	<p>「既に設置されているAED収納ボックス」とありますが、AEDが収納可能な内寸をお教えてください。収納が厳しい場合、予備の電極パッド、レスキューキットはAED本体(キャリングケース付き)脇のボックス内空きスペースに収納させて頂く運用、またはキャリングケースを外して保管させて頂く運用でもよろしいでしょうか。</p>	<p>AED収納ボックスの内寸は、高さ37.5cm、幅39.5cm、奥行17.5cmになります。</p> <p>予備の電極パッド、レスキューキットは、AED本体と共にキャリングバックに収納してください。</p>
3	仕様書5-2 仕様書13(2)	<p>「消耗品の交換時期がわかるような措置」とありますが、使用期限が切れる前に新しい消耗品を設置先に送付致しますので、不要でよろしいでしょうか。</p> <p>必要な場合は、AEDキャリングケースに弊社製維持管理タグが付属し、弊社ロゴ及び連絡先が記載されています。</p> <p>弊社製維持管理タグにテプラ等で、「消耗品期限」を記載する運用でよろしいでしょうか。</p> <p>また、消耗品について「設置場所に必ず出向いて代替品と交換」とありますが、新しい消耗品は設置先に送付し発注者様で交換いただき、使用済み消耗品については、同梱の着払い伝票を使用して返送いただく運用をご承認いただけますでしょうか。</p>	<p>消耗品の交換時期および消耗品期限については、タグ等を使用し交換時期および消耗品期限が分かるようにしてください。</p> <p>また、消耗品の交換については、仕様書のとおり受注者が設置場所に出向いて交換してください。</p>

件名 令和5～10年度 神栖市役所庁舎AED(自動体外式除細動器)賃貸借

番号	図面番号等	質問	回答
4	仕様書5-2(3)	「キャリングバック」とありますが、AED本体、予備電極パッド、レスキューキットを収納する弊社製のキャリングケースでよろしいでしょうか	AED本体および予備品等の持ち運びに適したキャリングケースで収納ボックスに収納可能なものであれば、デザインの指定はありません。
5	仕様書5-2(4)	「レスキューキット」とありますが、ハサミ(衣服切除用)、カミソリ(体毛剃除用)、手袋、フェースシールド(人工呼吸の際に唾液による感染を防ぐマスク)、ミタオル(胸部の汗などを拭く)弊社仕様のレスキューキットでよろしいでしょうか	仕様書5-2(4)に記載された、レスキューキットと同等の機能を有したものであれば可とします。
6	仕様書5-4	<p>「AED遠隔監視システム」とありますが、「本体の状態、電極パッドの使用期限、バッテリーの残量等を確認できるものであり、異常を検知した際にメール及びWEBで通知する機能を有するもの」とありますが、オンライン監視により、消耗品の交換時期等をWeb上で確認することができ、異常がある場合はメール通知とあわせて弊社コールセンターから電話連絡させていただき、AEDの異常内容をお客様に確認頂く運用が必須であるとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また上記対応に加え、AEDの稼働状態(AED本体の故障、パッドの使用期限、バッテリー残量)のレポート提出は必要でしょうか。必要な場合、レポートの提出のタイミングを「毎月」「隔月」「年1回」からお教え頂けますでしょうか。なおレポートの提出は遠隔監視システムをご利用の場合に限定したサービスでメールにて提出します。</p> <p>また設置場所の電波状況が悪い場合は、通信状況の改善する場所を検討し、それでも改善が難しい場合は、別途協議するとの認識でよろしいでしょうか。</p>	AED遠隔監視システムおよび設置場所について、質問のとおりでよろしいですが、AEDの稼働状態のレポートの提出については必須ではありません。

件名 令和5～10年度 神栖市役所庁舎AED(自動体外式除細動器)賃貸借

番号	図面番号等	質問	回答
7	仕様書9	<p>「既存ボックスの引き取り」とありますが、産廃法の下取り行為として産業廃棄物収集運搬業の許可なく引き取りが可能であると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また下記について教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きさ(概ねの高さ×幅×奥行き) ・重さ ・取り付け形態(壁固定、床アンカー固定等) <p>壁面補修措置等を行わないと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>補修を行う場合は、ビス穴の補修程度と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>機器の撤去については、受注者と協議のうえ決定とします。</p> <p>既存収納ボックスの大きさ(外寸)は、高さ40cm、幅40cm、奥行き18cm、取付け形態は壁固定となります。</p>
8	仕様書10	<p>「質問回答等の対応」とありますが、定期消耗品の期限前交換や、使用時の消耗品補充、加えてお客様からのご相談やお問合せに対応できるコールセンター(24時間365日)があり、必要に応じて弊社担当者が対応すればよろしいでしょうか。</p> <p>救命時の対応についてのお問い合わせには、お答えはできかねます。</p>	<p>よろしいです。</p>
9	仕様書13(2)①	<p>「除細動パッド:2年毎」とありますが、弊社では全ての電極パッドの期限を管理しております。概ね2年毎(期限が切れる1ヶ月前)の交換でよろしいでしょうか。</p>	<p>よろしいです。</p>

件名 令和5～10年度 神栖市役所庁舎AED(自動体外式除細動器)賃貸借

番号	図面番号等	質問	回答
10	仕様書13(3)	<p>「消耗品の交換及び作業等を全て追加料金なしで実施」とありますが、新しい消耗品は設置先に送付し発注者様で交換及び実施いただき、使用済み消耗品については、同梱の着払い伝票を使用して返送いただく運用をご承認いただけますでしょうか。</p>	<p>消耗品の交換及び作業等については、受注者が設置場所に向いて交換及び実施してください。</p>
11	仕様書15	<p>「動産総合保険」とありますが、別紙添付文書の内容で動産総合保険同等以上を保証しておりますので、加入は不要でよろしいでしょうか。</p>	<p>設置場所は全て庁舎内であり、本庁舎は警備員による警備、分庁舎は機械警備システムを導入している状況です。この状況が、御社の指定基準である「十分な物理的規制という目安」等を満たさないという場合、動産総合保険と同様の内容で補償を行っていただけるのであれば可能です。</p>
12	仕様書17(4)	<p>「機器(壁掛け式収納BOXも含む)」の移設要請はどれくらいの頻度を想定及び、頻繁に発生する場合の費用負担は別途協議するとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>原則常設とし、高頻度の移設は考えておりません。</p>
13	仕様書5-2 AED付属品(3)	<p>AED用キャリングバッグとありますが、AED本体および付属品(遠隔監視システムに必要な端末も含む)全てを収納できるバッグであるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>よろしいです。</p>

別紙

年 月 日

●● 御中

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴●●と弊社で締結いたします自動体外式除細動器（以下「AED」という）の賃貸借契約につきまして、先般ご要請賜りました、AED盗難時等の弊社の無償交換・修繕の基準について、下記のとおりご説明申し上げます。

下記基準に基づく対応を行うことにより、貴●●へ貸借するAEDについて、弊社では動産総合保険等を付すことはいたしませんので、何卒ご賢察のうえ、ご理解、ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

弊社は、「装置の盗難・破損・故障の原因がお客様にある場合を除き、弊社の費用負担により装置の交換または修繕を行う」との基準により、対応をいたしております。

お客様に原因がないものとして、弊社費用負担による対応となります範囲につきましては、以下の例をご参照ください。なお、以下は代表的な状況を例示したものであり、実際にAEDの盗難等が発生した場合は、その状況について確認した上での対応となりますことを、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

< 盗難・紛失 >

（弊社費用負担となる例）

盗難を防止する十分な物理的規制があったにもかかわらず、盗難が発生した場合

〔 十分な物理的規制といえる目安 〕

- ① 誰でもいつでも取り出せる状態で保管する場合は、警報装置のついた弊社の用意した専用のボックスに保管されている。
- ② マンションなどの場合、エントランス等のオートロックの内側に設置されている。
- ③ 施設内に設置する場合、AEDの持ち出しを施設の管理者が目視できる場所に設置されている。
- ④ AEDを設置している施設が夜間無人となる場合は、施錠され外部からの侵入が制限されている。

（弊社費用負担とならない例）

- ① 盗難を防止する十分な物理的規制がない場合（上記の目安を満たさない場合）
- ② AEDを持ち出し、移動中や使用後に置き忘れ、盗難にあった場合
- ③ お客様の監視下にある者による盗難であった場合

< 破損・故障 >

（弊社費用負担となる例）

- ① 必要なときにAEDを持ち出そうとして、うっかり落とした場合
- ② 壁掛け用金物にしっかりと取り付けていたが、第三者が誤ってぶつかり落下して破損した場合

（弊社費用負担とならない例）

- ① 故意に壊した場合
- ② 車道上など破損の可能性が高い場所に置いていた場合
- ③ 機器を分解した場合
- ④ AEDの取扱説明書に記載された保管環境を逸脱して保管されていた場合

< 天災害による破損・滅失 >

お客様に原因がないことから、契約規約に従い弊社費用負担で、装置の交換または修繕を行います。

以上